

電気通信大学学位規程

平成20年 4月 1日
改正
平成22年 3月19日
平成25年 5月21日
平成27年 3月26日
平成28年 3月23日
平成31年 3月18日
令和 2年 3月18日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項並びに国立大学法人電気通信大学学則第53条第2項及び第70条第3項の規定に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の認定)

第2条の2 学位授与の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学域を卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の博士課程における前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(修士及び博士の学位論文の提出)

第6条 第4条又は第5条第1項の規定に基づく修士又は博士の学位の授与に係る学位論文の審査を受けようとする者は、大学院情報理工学研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める時期までに、学位申請書に学位論文及び教授会が別に定める書類を添えて、学長に提出するものとする。

2 第5条第2項の規定に基づく博士の学位の授与に係る学位論文の審査を受けようとする者は、学位申請書に学位論文、教授会が別に定める書類及び学位論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）を添えて、学長に提出するものとする。ただし、本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導

を受けた上退学した者が、退学後1年以内に申請する場合にあっては、審査手数料の支払いは要しない。

(学位論文数等)

第7条 前条の規定により提出する学位論文は、博士論文にあっては、1編1通、修士論文にあっては1編1通とする。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して、当該論文の訳本、模型又は標本その他参考となる資料を提出させることができる。

(学位論文及び審査手数料の返還)

第8条 受理した学位論文及び審査手数料は、返還しない。

(論文審査等の付託)

第9条 学長は、第6条の規定により提出された学位論文を受理したときは、その審査及び最終試験又は提出者が第5条第2項に規定する本学大学院博士課程を修了した者と同年以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)を教授会に付託するものとする。

(審査委員)

第10条 教授会は、前条により審査及び最終試験又は学力の確認(以下「審査等」という。)を付託されたときは、博士論文に係る審査等には5人以上の、修士論文に係る審査等には2人以上の研究指導担当教員を審査委員として選出し、当該審査等を委嘱するものとする。

2 教授会が必要と認めるときは、当該学位論文に関係のある講義担当教員を前項の委員に加えることができる。

3 教授会が必要と認めるときは、当該学位論文の審査について、前2項に相当する審査委員として、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第11条 第6条第1項の規定により提出された学位論文については、審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文の審査に合格した者に対し、当該学位論文を中心として、これに関連のある科目について口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第12条 第6条第2項の規定により提出された博士論文については、審査及び学力の確認のための試問を行う。

2 試問は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

3 前2項の規定にかかわらず、教授会が特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより、学力の確認を行うことができる。

(審査等の期間)

第13条 第11条第1項に規定する審査及び最終試験は、原則として当該学生の在学期間内に終了するものとする。

2 前条第1項に規定する審査及び学力の確認は、原則として当該学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(審査委員の報告)

第14条 審査委員は、委嘱された審査等を終了したときは、直ちにその結果を文書により教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議)

第15条 教授会は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位授与の認定について審議する。

(学位の授与)

第16条 学長は、学士の学位の授与を認定した者には、別記様式第1号の学位記を授与する。

2 学長は、修士の学位の授与を認定した者には、別記様式第2号、博士の学位の授与を認定した者には、同第3号、第4号又は第5号の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(専攻分野の名称)

第17条 学位を授与するに当たっては、学位の種類に応じ、学位記に次の各号に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- (1) 学士 工学
- (2) 修士 工学、理学、学術
- (3) 博士 工学、理学、学術

(博士論文の要旨等の公表)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を電気通信大学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、リポジトリにより行うものとする。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「電気通信大学」と付記するものとする。ただし、共同サステイナビリティ研究専攻の課程に係る学位については、当該専攻を構成する全ての大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第21条 修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表することができる。

る。

(学位授与の報告)

第22条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録するとともに、省令第12条の定めるところにより文部科学大臣に報告するものとする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月21日から施行する。
- 2 第19条の規定にかかわらず、この規程の施行日の前において、博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行にかかわらず、施行日前から本学に在籍する学生及びこれに準ずる学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号

第 号 卒 業 証 書	学 位 記	大学印	氏 名	本籍 都道府県	年 月 日 生	本学 の所定の課程を修めて卒業したこ とを証し	学士（ ）の学位を授与する	年 月 日	電気通信大学 印
----------------------------	-------------	-----	--------	------------	------------------	-------------------------------	------------------	-------------	-------------

別記様式第2号

修 第 号	学 位 記	大学印	氏 名	本籍 都道府県	年 月 日 生	本学大学院 の所定の課程を修了したので	修士（ ）の学位を授与する	年 月 日	電気通信大学 印
-------------	-------------	-----	--------	------------	------------------	------------------------	------------------	-------------	-------------

別記様式第3号

博 甲 第 号	学 位 記	大学印	氏 名	本籍 都道府県	年 月 日 生	本学大学院 の所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験に合 格したので	博士（ ）の学位を授与する	年 月 日	電気通信大学 印
------------------	-------------	-----	--------	------------	------------------	---	------------------	-------------	-------------

別記様式第4号

博 乙 第 号	学 位 記	大学印	氏 名	本籍 都道府県	年 月 日 生	本学大学院に学位論文を提出し所定の審査及び試験 に合格したので	博士（ ）の学位を授与する	年 月 日	電気通信大学 印
------------------	-------------	-----	--------	------------	------------------	------------------------------------	------------------	-------------	-------------

別記様式第5号

博士学位記	大学印	氏名	年 月 日生	電気通信大学院情報理工学研究科、東京外国語 大学院共同サステイナビリティ研究専攻の博士 課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及 び最終試験に合格したことを認め博士（学術）の学 位を授与する
	本籍	都道府県		
	氏名	年 月 日生		
博士第 号	氏名	氏名	氏名	
	東京農工大学長 氏名	東京外国語大学長 氏名	電気通信大学長 氏名	
	印	印	印	